

様式第3号

障がい者支援施設等において製作された物品の買入等に係る随意契約の実施に伴う公表
(契約の締結後)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約により契約を締結することとしたので、倉吉市財務規則(平成12年倉吉市規則第30号)第118条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年4月18日

1 契約を締結する前に公表する事項

(1) 契約の内容

ア 買入れようとする物品又は提供を受けようとする役務

倉吉市議会だより仕分け及び発送業務

イ アの規格及び数量

倉吉市議会だより 1回あたりの配布委託部数 16,514部(印刷部数 17,500部)／年4回

① 令和5年3月定例会号(令和5年6月1日発行)

② 令和5年6月定例会号(令和5年9月1日発行)

③ 令和5年9月定例会号(令和5年12月1日発行)

④ 令和5年12月定例会号(令和6年3月1日発行)

ウ 納入場所又は実施場所 倉吉市駄経寺町2丁目8番地1

公益社団法人 倉吉市シルバー人材センター

エ 納入時期又は履行期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで

オ その他 詳細は、別添のとおり

(2) 契約の相手方の決定方法

(3)の選定基準により一者を契約の相手方の候補者に選定し、その者を契約の相手方に決定する。ただし、その者が見積もった契約の金額その他の理由により、契約の相手方に決定しない場合がある。

(3) 契約の相手方の選定基準

ア 選定の方法 倉吉市内に主たる事務所を置くシルバー人材センターを選定すること。

イ アの方法による理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

(4) その他契約の締結に必要な事項

ア 契約の締結の時期 令和5年4月

イ 問合わせ先(契約担当課等)

(ア) 部(事務局)課等 倉吉市議会事務局

(イ) 電話・ファクシミリ・メールアドレス等

電話 0858-22-8145

ファクシミリ 0858-22-8146

電子メールアドレス gikai@city.kurayoshi.lg.jp

2 契約を締結した後に公表する事項

(1) 契約の相手方 公益社団法人倉吉市シルバー人材センター

(倉吉市駄経寺町2丁目8番地1)

(2) (1)の者を契約の相手方に決定した理由 1 (3)イのとおり

(3) その他契約の締結の状況

ア 締結の日 令和5年4月18日

イ 契約の内容 1(1)のとおり